

☆

著作権隣接権 実演

実演とは、著作物を、演劇的に演じ、舞い、演奏し、歌い、口演し、朗詠し、又はその他の方法により演ずること 2条1項3号

実演家とは、俳優、舞踊家、演奏家、歌手その他実演を行う者及び実演を指揮し、又は演出する者をいう。 2条1項3号

実演家の権利

91条～95条の3

録音権
録画権
放送権
有線放送権
送信可能化権
譲渡権
貸与権(1年)

- ・商業用レコードの二次使用料請求権 (放送, 有線放送, その他の営業)
- ・期間経過商業用レコードの貸与に関する報酬請求権 (レコード発売後2年目～50年目)
- ・私的録音録画補償金請求権

氏名表示権
同一性保持権

公表権はない

実演家の権利

氏名表示権・同一性保持権

